

無床診療所自己点検チェックリスト（1 管理）

担 当 部 署	
点 検 者 職 氏 名	
点 検 年 月 日	

区分	点検項目	適否	摘要	
手 医 療 統 法	1-1 開設許可・届出事項に変更を生じたときは、必要な手続を行っている。		P.12「診療所の開設許可（届出）事項の変更に係る手続き」参照。	
	1-2 診療所を休止・再開した場合に、届出を行っている。			
医 療 広 告	1-3 違反広告をしていない。 <input type="checkbox"/> 医療法第6条の5第3項以外の事項を広告していない。 <input type="checkbox"/> 広告できる診療科である。 <input type="checkbox"/> 診療科ついて、麻酔科を広告するときは、許可を受けた医師の氏名を併せて広告している。 <input type="checkbox"/> 厚生労働省令で定める広告の方法及び内容に関する基準に違反していない。 <input type="checkbox"/> 広告の内容が虚偽ではない。		詳細については、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成30年5月8日医政発0508第1号）を参照。	
	保 清 持 潔	1-4 医療機器及び看護用具等が清潔を保つよう十分手入れがなされており、診療所の諸設備は清潔に保たれている。		・法 第20条
職 員 の 健 康 管 理	1-5 職員の健康管理を適正に行っている。 定期的な健康診断等、適切な健康管理体制が確立されている。		・法 第15条第1項 ・労働安全衛生法 第66条	
	1-6 定期的に健康診断を行っている。		常勤職員は原則として、1年に1回定期健康診断を実施。	
	実 施 項 目	<input type="checkbox"/> 既往・業務歴 <input type="checkbox"/> 自覚症状及び他覚症状 <input type="checkbox"/> 身長(※) <input type="checkbox"/> 体重 <input type="checkbox"/> 腹囲(※) <input type="checkbox"/> 視力 <input type="checkbox"/> 聴力 <input type="checkbox"/> 胸部エックス線検査及び喀痰検査(※) <input type="checkbox"/> 血圧 <input type="checkbox"/> 貧血検査(※) <input type="checkbox"/> 肝機能検査(※) <input type="checkbox"/> 血中脂質検査(※) <input type="checkbox"/> 血糖検査(※) <input type="checkbox"/> 尿検査 <input type="checkbox"/> 心電図検査(※)		(※)については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略可能。 ・労働安全衛生規則 第44条
	<input type="checkbox"/> 深夜業務従事者健診（年2回実施） 直近2回の実施時期 年 月 常勤職員 人 受診者数 人 直近2回の実施時期 年 月 常勤職員 人 受診者数 人		「深夜業務従事者」…6か月を平均して1月あたり4回以上午後10時から午前5時までの時間帯に従事する労働者。 ・労働安全衛生法 第66条の2 ・労働安全衛生規則 第50条の2	
	<input type="checkbox"/> 放射線業務従事者健診（年2回実施） 直近2回の実施時期 年 月 常勤職員 人 受診者数 人 直近2回の実施時期 年 月 常勤職員 人 受診者数 人		放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。 検査項目②～⑤については、1年間の実行線量が5ミリシーベルトを超えない場合は、医師の判断により省略可能。 ・電離放射線障害防止規則 第56条	
	検 査 項 目	① 被ばく歴の有無の調査及びその評価 ② 白血球数及び白血球百分率の検査 ③ 赤血球数の検査及び色素量又はヘマトクリット値の検査 ④ 白内障に関する眼の検査 ⑤ 皮膚の検査		
	<input type="checkbox"/> 電離放射線障害防止規則による健康診断個人票を作成し、30年間保存している。			
	<input type="checkbox"/> 定期健康診断個人票を作成し、5年間保存している。			

	1-7 健康診断実施後の措置は適切である。		定期健康診断の結果、異常が発見された場合は、必要に応じて再検査の旨の通知、作業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等を講ずること。 ・労働安全衛生規則 第66条
	1-8 職員雇入時の健康診断を適正に行っている。		項目は定期健康診断と同様。ただし、医師による健康診断を受けた後、3か月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、省略可能。 ・労働安全衛生規則 第43条
医療機能情報の提供	1-9 1年に1回、規則第1条の2に規定する事項の定期報告を行っている。		閲覧に代えて、パソコン等のモニター画面での表示、インターネット若しくは電子メールによる方法又はFD、CD-ROM等による交付とすることができる。 詳細については、則 第1条の2 別表第一を参照。 ・法 第6条の3第1項～第3項 ・則 第1条の2 ・則 第1条の2の2 ・則 第1条の3
	1-10 報告事項のうち、基本情報に変更があった場合、速やかに報告している。		
	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 開設者名 <input type="checkbox"/> 管理者名 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 電話、FAX 番号 <input type="checkbox"/> 診療科目 <input type="checkbox"/> 診療科目ごとの診療日 <input type="checkbox"/> 診療科目ごとの診療時間 <input type="checkbox"/> 病床種別及び許可（届出）病床数		
	1-11 報告した情報は、医療機関内において閲覧に供している。		
帳票・記録	1-12 診療録を適切に管理、保存している。		診療録は医師法第24条第2項により5年間これを保存することと規定。 診療録の記載事項について医師法第24条第1項及び同施行規則第23条により、左記のとおり規定。 ・法 第21条第1項第9号 ・則 第20条第1項第10号
	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 病名及び主要症状 <input type="checkbox"/> 治療方法（処方及び処置） <input type="checkbox"/> 診療年月日 <input type="checkbox"/> 診療ごとに記述した医師の署名 <input type="checkbox"/> 保存（治療完了後5年）		
	1-13 診療に関する諸記録等を適切に管理、保存している。		
	<input type="checkbox"/> 日誌 <input type="checkbox"/> 手術記録 <input type="checkbox"/> 看護記録 <input type="checkbox"/> 処方せん（患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、発行年月日、使用期間、病院・診療所の名称、所在地、医師の住所記載、記名押印署名） <input type="checkbox"/> エックス線写真 <input type="checkbox"/> 検査所見記録 <input type="checkbox"/> 入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿等		
院内掲示	1-14 定められた事項を見やすい場所に掲示している。		診療所の受付又は待合所付近の患者から見やすい場所に掲示。 ・法 第14条の2 ・則 第9条の3
	掲示する事項 <input type="checkbox"/> 管理者の氏名 <input type="checkbox"/> 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名 <input type="checkbox"/> 診療日及び診療時間		
業務委託	1-15 規則で定める基準に適合するものに委託している。		・法 第15条の2 ・則 第9条の8～15
	<input type="checkbox"/> 委託契約書等（契約の有無を確認） <input type="checkbox"/> 法定書類（業務案内書、標準作業書）等により内容を確認		
	1-16 業務委託の種別		
	<input type="checkbox"/> 検体検査 <input type="checkbox"/> 滅菌消毒 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 患者等の搬送 <input type="checkbox"/> 医療機器の保守点検 <input type="checkbox"/> 医療ガスの供給設備の保守点検 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物の処理		業務委託の範囲については、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政発第98号）を参照。

防火・消防体制	1-17 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けている。		<p>・法 第20条, 第23条 防火・防災体制については、 消防法により別途規定。</p>
	1-18 消火用の機械又は器具を備えている。		
	<p>※消火用施設・設備の点検報告の義務がある対象物に該当する場合</p> <p>【消防用施設・設備の法定点検の実施】</p> <p>総合点検…年1回以上（消防用設備等の機器の外観・機能点検含）</p> <p><input type="checkbox"/> 記録（点検報告書）保管    <input type="checkbox"/> 消防署の收受印</p> <p>消防用設備等の機器の外観・機能点検…6ヶ月に1回以上</p> <p><input type="checkbox"/> 記録（点検報告書）保管</p>		
	1-19 診療の用に供する電気，光線，熱，蒸気又はガスに関する構造設備について危害防止措置を講じている。		
	<p>※防火管理者を定めなければならない防火対象物に該当する場合</p> <p>① 防火管理者及び消防計画</p> <p><input type="checkbox"/> 防火管理者を定めている（職名，氏名，<input type="checkbox"/> 消防署への届出）。</p> <p><input type="checkbox"/> 消防計画を作成・変更し，管轄の消防署へ届けている。</p> <p>② 消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施している。</p> <p>【消火訓練】<input type="checkbox"/> 実施記録保管    <input type="checkbox"/> 自衛消防訓練通知（<input type="checkbox"/> 消防署收受印）</p> <p>【避難訓練】<input type="checkbox"/> 実施記録保管    <input type="checkbox"/> 自衛消防訓練通知（<input type="checkbox"/> 消防署收受印）</p>		<p>防火管理者を定めなければならない防火対象物についての基準。</p> <p>病院，診療所又は助産所については，収容人員30人以上が該当する。収容人員の算定は，①②③の数を合算して算定する。</p> <p>①医師，看護師その他の従業者の数</p> <p>②病室内にある病床数</p> <p>③待合室の床面積合計を3㎡で除した数</p> <p>①+②+③≥30の場合該当</p>